

# 福島県議会基本条例の趣旨等について

平成20年7月

福島県議会

## 福島県議会基本条例

### 1 制定の趣旨

福島県議会（以下「議会」という。）における最高規範として、議会の基本理念及びその実現を図るための基本となる議会の機能、議会運営の原則、議員活動の原則、県民との関係及び議員の倫理を明らかにし、これらを着実に実行することにより、議会が県民の負託にこたえ、もって県民生活の向上、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資するため、この条例を制定しようとするものである。

### 2 条例の内容

議会の基本理念及びその実現を図るための基本となる事項。

### 3 施行年月日

公布の日から施行する。

(制定条例)

## 福島県議会基本条例

### 目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 議会の機能（第三条－第七条）

第三章 議会運営の原則（第八条－第十一条）

第四章 議員活動の原則（第十二条・第十三条）

第五章 県民との関係（第十四条－第十六条）

第六章 議員の倫理（第十七条）

附則

明治11年6月、本県の先人たちは、公選議会を実現し政治に民意を反映することが、本県のみならず国家国民の幸福であるとの崇高な理念を深く自覚し、全国に先駆けて本県独自の民会規則による県会を開設し、県民のため公平な議論を尽くし、その責任を果たすため精励することを誓った。以来、福島県議会は130年の歴史を有し、この間、先人たちは幾多の困難を乗り越え、県民生活の向上及び県勢の伸展のために大きな役割を果たしてきた。

時代は今、地方分権改革のさなかであり、地方自治体の自己決定権の拡大が進むのに伴い、議員の合議体である県議会は、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、県議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。

よって、本県議会（以下「議会」という。）は、県民を代表する機関として県民の負託にこたえるため、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、地方分権の進展に対応して自らの改革に取り組み、真の地方自治の実現を目指すことを誓う。

また、議会が知事との関係における監視機能を厳格に果たしていくという決意を表明するとともに、果たすべき役割及び責務の重さを深く自覚し、知事と議会との互いに異なる特性を生かしつつ、緊張関係を保持しながら、県民生活の向上及び県勢の伸展のために全力を尽くすことを誓う。

そしてここに、県会開設からの先人たちの高い志を受け継ぎ、新たな時代の礎とするため、議会の基本となる条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、議会における最高規範として、議会の基本理念及びその実現を図るための基本となる議会の機能、議会運営の原則、議員活動の原則等を明らかにし、議会が県民の負託にこたえ、もって県民生活の向上、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

## 第二章 議会の機能

### (議決)

第三条 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

### (政策立案及び政策提言)

第四条 議会は、議員提案による政策条例の制定、決議等を通じて、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

### (監視及び評価)

第五条 議会は、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう促すものとする。

### (調査)

第六条 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的課題の解決に資するため、必要な調査を

行うものとする。

(知事等との関係)

第七条 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。

### 第三章 議会運営の原則

(運営の原則)

第八条 議会は、県民に開かれた運営を行わなければならない。

2 議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。

3 議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。

4 議会は、地方分権の進展に対応し、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

(委員会)

第九条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

(検討組織の設置)

第十条 議会は、本会議及び委員会の審議等によるほか、県政の課題及び議会運営に関して必要がある場合には、議員で構成する検討組織を柔軟に設置し、審査、調査、協議等を行うものとする。

(会派)

第十一条 議員は、議会の機能を遂行する活動（以下「議会活動」と

いう。)を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、公正かつ活発な議会運営に資するため、会派間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。
- 3 会派は、県政に関する県民意思の把握に努めるものとする。
- 4 会派は、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めるものとする。
- 5 会派は、積極的に研修等を行い、所属議員の議会活動に必要な見識を高めるよう努めるものとする。

#### 第四章 議員活動の原則

##### (議員の職責)

第十二条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、県民の負託にこたえる職責を有する。

- 2 議員は、議会の構成員として議会活動を担う職責を有する。

##### (議員活動)

第十三条 議員は、それぞれが県民の直接選挙により選出されているという高い独立性の下、自らの職責を果たすため、次に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うものとする。

- 一 県政に関する県民意思の把握に努めること
- 二 県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること
- 三 議会活動に必要な見識を高めるため、研修への参加その他の自己研さんに努めること

#### 第五章 県民との関係

##### (県民意思の反映)

第十四条 議会は、県民意思を把握し、県政に反映させなければならない。

- 2 議会は、委員会における公聴会の開催、参考人の招致等県民意思

を反映する制度の積極的な活用に努めるものとする。

(県民への説明責務)

第十五条 議会は、その諸活動を県民に対し説明する責務を負うものとする。

(広報広聴)

第十六条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

2 会派及び議員は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

## 第六章 議員の倫理

(議員の倫理)

第十七条 議員は、県民の厳粛な負託により、県政に携わる権能及び職責を有することを自覚し、県民の代表として公正性及び高潔性を保持しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福島県議会基本条例の趣旨等について  
( 逐 条 )



## 前 文

明治11年6月、本県の先人たちは、公選議会を実現し政治に民意を反映することが、本県のみならず国家国民の幸福であるとの崇高な理念を深く自覚し、全国に先駆けて本県独自の民会規則による県会を開設し、県民のため公平な議論を尽くし、その責任を果たすため精励することを誓った。以来、福島県議会は130年の歴史を有し、この間、先人たちは幾多の困難を乗り越え、県民生活の向上及び県勢の伸展のために大きな役割を果たしてきた。

時代は今、地方分権改革のさなかにあり、地方自治体の自己決定権の拡大が進むのに伴い、議員の合議体である県議会は、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、県議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。

よって、本県議会（以下「議会」という。）は、県民を代表する機関として県民の負託にこたえるため、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、地方分権の進展に対応して自らの改革に取り組み、真の地方自治の実現を目指すことを誓う。

また、議会が知事との関係における監視機能を厳格に果たしていくという決意を表明するとともに、果たすべき役割及び責務の重さを深く自覚し、知事と議会との互いに異なる特性を生かしつつ、緊張関係を保持しながら、県民生活の向上及び県勢の伸展のために全力を尽くすことを誓う。

そしてここに、県会開設からの先人たちの高い志を受け継ぎ、新たな時代の礎とするため、議会の基本となる条例を制定する。

## 【趣旨・解釈】

1 前文では、本条例の制定趣旨について明らかにしている。

すなわち、

- (1) 本県では、地方三新法（郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則）が明治11年7月22日公布される以前において、全国に先駆けて福島県独自の福島県民会規則（明治11年1月4日公布）に基づく県会を福島町（現在の福島市）に所在する西蓮寺を議場として、明治11年6月1日開会した。この民会規則題辞（まえがき）において、『管下三国二十一郡七十八万余人のため、大いに将来の成功を期するものです。だいたい、この会に関係する者は、深くその趣旨を心に刻み、公益を考え私見は慎むべきです。その結果、遂に「公選議会」の実現がなされれば、独り本県のみならず国家国民の幸福となるものです。』（口語訳）と述べられ、選挙により選ばれた議員たる者は、管下三国二十一郡七十八万余人の代表として、公益を考え行動すべきことを表明したのである。また、民会規則のなかの県会規則第四条では、『議員として選ばれた者は、左の誓約を議長の面前にて行うこと。某（姓名）、今般県会議員に選ばれました。人民のため公平の議を尽くし、精励をもってその責任を負うことを誓います。こい願わくは、皇祖天神が監視くださることを。第何区町・村 年月日 何の某（印）』（口語訳）と規定し、さらに第十四条においては、『議事の目的は、県下の利害と得失を深慮し、公平無私であること。議論中いやくも誹謗暴言を行わないこと。』（口語訳）と規定した。

幕藩体制の崩壊から近代的統一国家への大きな変革期であった明治初期にあって、前述のような崇高な理念を掲げ、本県議会を開設した先人たちの高い志は、今日に至るまで130年の長きにわたり本県議会に連綿と受け継がれ、この間、本県議会の先人たちは、幾多の困難を乗り越え、県民生活の向上及び県勢の伸展の

ため大きな役割を果たしてきたのである。

### 【注釈】

民会規則の口語訳については、福島県議会 古川 正浩議員がされた口語訳を参考にさせていただいた。

- (2) 地方分権改革のさなかにある今日、地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度は廃止され、これまで自治体が処理してきた事務に関しては、一部のものを国が直接行う事務へと変更したうえで、明確に自治体の事務と位置付けられた。以後、自治体が処理する事務に関しては、原則としてすべてに議会の権限が及ぶこととなった。その結果、知事とともに二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割及び責務はますます増大しており、県民の代表機関である議会は、自らのあるべき姿について再確認し、明確にすることが求められているのである。このような中、本県議会は、県民の負託にこたえるため、独自の政策立案や政策提言を積極的に行うとともに、地方分権の進展に対応し、自らの改革に取り組むことにより、地方自治の本旨（住民自治と団体自治）に則り、地域の課題は、その地域の住民と自治体の責任と判断において決定するという、いわゆる「真の地方自治」の実現を目指すことを誓うものである。
- (3) 特に知事との関係においては、議会が、執行機関である知事に対して、議会の機能である監視機能を過去の反省に立ち、しっかりと果たしていく決意を表明するとともに、独任制の知事と合議制の議会という互いに異なる特性や機能を有していることを尊重しつつ、それぞれ独立の立場において互いに牽制しながら均衡と調和の関係を保持しながら、共通の目的である県民生活の向上と県勢の伸展のために全力を尽くすことを誓うものである。

(4) 幕末動乱期から近代国家形成への大きな変革期であった明治初期において、全国に先駆けて高い理念を定めた民会規則に基づく県会を開会して以来、130年の歴史を刻んできた本県議会の先人たちの高い志を継承し、地方分権改革の進む今日において、本県議会の「新たな時代の礎」として、ここに議会の基本となる条例を制定するものである。

## 【参考】

### 1 明治11年の時代背景と新たな時代の礎としての議会基本条例について

明治以来、今日までの140年余りの歴史を概観するとき、大きく3つの大変革の時期があったと考えられる。第1の変革は、本県の県会が開設された明治11年を含む幕藩体制の崩壊過程から明治新政府による近代的統一国家が形成されるまでの大変革の時期である明治維新期、第2の変革は、第二次世界大戦後の民主主義への大変革の時期、第3の変革が、地方分権改革が進み、真の地方自治の実現を目指す地方分権時代と言われる今日である。この3大変革期のうち、はじめの二つの変革は、中央集権的なものであったのに対し、3つ目の今日の変革は、地方分権の理念に基づくものであり、先の二つとは、その様相を異にするものである。

第1の大変革期であった明治維新という近代的統一国家形成過程において、本県では、戊辰戦争によって多くの犠牲と受難を経験したが、いまだ戊辰の戦塵冷めやらぬ明治11年6月という時期に、全国に先駆けて崇高な理念を掲げた本県独自の民会規則に基づく県会を開設したのである。この県会を開設した先人たちの高い志は、以後連綿と受け継がれ、第3の大変革期にある今日において、新たな民会規則ともいべき議会基本条例を定め、これらを誠実かつ着実に実行し、県民生活の向上と県勢の伸展に寄与することにより県民の負託にこたえ、

もって真の地方自治の実現を目指すことの意義は大きいと考えるものである。

## 2 明治維新はいつからいつまでか。

明治維新は、幕藩体制から日本の近代的統一国家への起点としての一大変革期である。その始期に関する説には、(1) 天保期 (1830 ~ 1843)、(2) 開国期 (1853 ~ 1858) があり、現在では (2) が一般的である。終期も諸説があるが、主なものに (1) 廃藩置県前後 (1871 ~ 1873)、(2) 西南戦争前後 (1877 ~ 1879)、(3) 明治憲法制定前後 (1889 ~ 1890) があげられるが、(2) が有力である。(出典：東京書籍「日本史A・現代からの歴史」より)

本県独自の民会規則制定の動きは、明治6、7年(1873、1874)頃から始まり、明治11年(1878)6月に制定に至ったものであることから、上記の有力な学説に照らして明治維新时期に制定されたといえることができる。

## 第一章 総則(第一条・第二条)

### (目的)

第一条 この条例は、議会における最高規範として、議会の基本理念及びその実現を図るための基本となる議会の機能、議会運営の原則、議員活動の原則等を明らかにし、議会が県民の負託にこたえ、もって県民生活の向上、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、この条例制定の目的を明らかにしたものである。
- 2 本条例は、本県議会に関する諸規程における最上位規範としての性格を持つ基本条例である。
- 3 本県議会に関する他の条例や規則等の諸規程は、本条例と整合を図らなければならない。

### (基本理念)

第二条 議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条例の基本理念を規定したものである。
- 2 県民の代表機関であり県政における最高議決機関である議会は、公平・公正な議論を尽くし、地方自治の本旨（住民自治と団体自治）に則った「真の地方自治の実現」（地域の課題は、その地域の住民と自治体の責任と判断により決定する。）を目指すことを基本理念としている。

### 【参考】

県会規則第四条「議員として選ばれた者は、左の誓約を議長の前に行うこと。某（姓名）、今般県会議員に選ばれました。人民のため公平の議を尽くし、精励をもってその責任を負うことを誓います。こい願わくは、皇祖天神が監視くだされんことを。」（口語訳）

## 第二章 議会の機能（第三条―第七条）

（議決）

第三条 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

### 【趣旨・解釈】

- 1 第二章「議会の機能」においては、議会の基本的な機能を規定している。

すなわち、第三条「議決」、第四条「政策立案及び政策提言」、第五条「監視及び評価」、第六条「調査」の4つの機能である。

- 2 本条は、4つの議会の機能のうち、「議決」について規定している。第二条「基本理念」で「議会が県政における最高議決機関である」旨を規定しているが、本条はこれを受けて、「議決により県の意思を最終的に確定させる」機能を有していることを規定したものである。

本条の「議決により」とは、地方自治法第96条「議決事件」（条例の制定又は改廃、予算を定めること、決算を認定すること等）により、議会が議決すべき事件について、議決することにより県の意思を確定するという趣旨である。

### 【参考】

- 1 憲法第93条第1項において、議会は議事機関とされ、その当然の帰結としての「議決」は、憲法を根拠とするもっとも基本的かつ重要な議会の機能であることから規定したものである。
- 2 議会の行う議決には、本条に規定する議決と機関意思の決定（議会という機関の意思としての、意見書の議決、請願の採択、決議等）とがある。

## (政策立案及び政策提言)

第四条 議会は、議員提案による政策条例の制定、決議等を通じて、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

### 【趣旨・解釈】

- 1 地方分権の進展する中、また、県民意思を県政に反映するため、議会には、執行機関の監視、評価にとどまらず、自らが政策立案や政策提言を積極的に行うことが求められる。
- 2 そのために、議員提案による政策条例の制定、決議のほか、意見書の議決、請願の採択、特別委員会の報告提言等により、議会独自の政策立案及び政策提言を行う機能を積極的に発揮していくことを規定したものである。

### 【参考】

本県議会では、これまでに議員の提案による政策条例を次のとおり制定している。(平成20年4月1日現在)

- ① 福島県農業・農村振興条例 (平成13年3月27日施行)
  - ② 福島県過疎・中山間地域振興条例 (平成17年3月25日施行)
  - ③ 福島県中小企業振興基本条例 (平成18年10月17日施行)
- その他の議員の提案による条例としては、
- ④ 福島県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例 (平成17年3月25日施行)

## (監視及び評価)

第五条 議会は、知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)の



事務執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう促すものとする。

### 【趣旨・解釈】

1 本条は、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務執行について、県民生活の向上及び県勢の伸展に寄与するため、最少の経費で最大の効果を挙げているか監視及び評価することが、県民の代表機関である議会の重要な使命であることから規定したものである。

2 本条第1項は、「監視」について規定している。議会が、現に行われている知事等の事務執行を監視し、必要に応じて是正や改善等を含む措置を知事等に促すことを規定したものである。

すなわち、知事等の事務執行が適正に行われているかはもちろん、公平性、効率性をもって行われているかどうかという視点から監視を行い、著しく適正を欠き、かつ明らかに公益を害している場合や公平性、効率性を欠く場合等に、是正や改善を含む必要な措置を執るよう促すことを規定したものである。

3 本条第2項は、議会の知事等の事務執行に対する事前又は事後の「評価」について規定したものである。

すなわち、知事等の事務執行によって期待される効果（事前）や、当初の意図どおりの効果、成果を挙げたかどうか（事後）という視点から評価を行い、知事等に必要な対応を促すことを規定したものである。

(調査)

第六条 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的課題の解決に資するため、必要な調査を行うものとする。

**【趣旨・解釈】**

- 1 本条は、議会が、地方自治法に定めるところにより調査を行うほか、県政及び議会運営に関して、具体的な課題の解決のために必要な調査を行うことを定めた規定である。
- 2 本条前段の「議案又は県の事務に関する調査」は、地方自治法に定められた議会の調査権【自治法第100条（調査権）、同第109条（常任委員会）、同第110条（特別委員会）】を指すのに対し、後段の「県政及び議会運営に関する具体的課題の解決に資するために、必要な調査」は、本条例第10条により設置される検討組織及び議会運営委員会（自治法第109条の2）による調査等、前段の調査よりも、より広範な将来的な政策課題等を含めた調査等を指すものである。

(知事等との関係)

第七条 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。

**【趣旨・解釈】**

- 1 本条は、議会と知事等との関係について規定したものである。
- 2 議会と知事等は、議会が議決権を有し、知事等が執行権を有すると

いう互いに異なる機能を有している。議会は、知事等との互いに異なる役割（機能）分担の関係を尊重しながら、二元代表制の一翼を担う存在として、県民の負託にこたえるために共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展のため、自らの機能を遂行しなければならないことを規定している。

### 【参考】

前文においては、「知事と議会との互いに異なる特性を生かしつつ、緊張関係を保持しながら、県民生活の向上及び県勢の伸展のため全力を尽くすことを誓う。」としている。議員の合議体である議会と知事は、県民の直接選挙により選ばれた県民の代表であり、県民は議会と知事という二つの代表を持っているといえる（二元代表制）。

このような議会と知事は、互いに異なる特性と機能を有している。

すなわち、議会が合議制の機関であるのに対して、知事は独任制の機関であるという異なる特性を有し、また、議会が議事・議決機関であるのに対して、知事は執行機関であるという異なる機能を有している。

このように議会は、知事との異なる特性と機能を生かしながら、役割分担の関係を尊重し、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展のために、自らの機能を遂行しなければならない。

### 第三章 議会運営の原則（第八条―第十一条）

#### （運営の原則）

第八条 議会は、県民に開かれた運営を行わなければならない。

2 議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。

3 議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。

4 議会は、地方分権の進展に対応し、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

#### 【趣旨・解釈】

1 本条は、「議会運営の原則」について規定したものである。

2 第1項は、「県民に開かれた運営」を行わなければならないことを規定したものである。県民の多様な意思を代表する議員で構成される議会においては、その運営にあたっては、公正性、透明性を確保することが従来にも増して求められることから規定したものである。

3 第2項は、議会は、県民の意思を速やかに県の施策等に反映させることが求められる等、その機能を的確に果たしていくために、議会という合議制機関を円滑で効率的に運営する必要があることから設けた規定である。

4 第3項は、第4条「政策立案及び政策提言」において、議会が積極的に政策提言等を行うことを規定していることを受けて、県政の基本的かつ重要な事項について政策を提言する機能を十分に発揮するために、議会組織（常任委員会等のほか、エネルギー政策議員協議会等の議会組織及び今後、必要に応じ設置される議員提出条例案検討会等の議会組織を指す。）の柔軟な活用に努めることを規定したものである。

この運営の原則を受けて、第9条で「委員会」、第10条で「検討組織の設置」で具体的に規定しているところである。

「柔軟な活用」とは、県政の課題等に対応するため、必要に応じて会期外に常任委員会を開催することや臨機に調査・検討を行うため議員で構成する既存の議会組織をはじめ、新たな検討組織の設置など議会組織の機動的な活用を図ることを想定している。

- 5 第4項は、議会が県民の負託にこたえ、その機能を十分に発揮していくために、現状に安住することなく常に自らを省み、継続的に改革に取り組むことを規定したものである。

### 【参考】

- 1 本県議会においては、「県民に開かれた運営」を行うため、本会議をはじめとする委員会（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会）やその他の議会組織（各派交渉会、総括審査会、政務調査審議会、広報委員会等）についても、原則、公開としているところである。

- 2 平成12年4月に施行された地方分権一括法において、機関委任事務は廃止され、これまで自治体が処理してきた事務は、一部を国が直接行う事務へと変更したうえで、明確に自治体の事務（自治事務と法定受託事務）と位置付けられた。以後、自治体が行う事務に関しては、原則としてすべてに議会の権限が及ぶこととなった。これにより地方議会の政策の発案や審議の権能は強化され、執行部に対する監視及び評価する機能の重要性が増すこととなった。

このように地方分権の進展に伴って権能が強化された議会は、県民の負託にこたえるためにも、自らの継続的な改革に努めることが求められている。

本県議会においては、平成13年及び同19年に議会改革検討

委員会を設置し、地方分権の進展に対応すべく改革に取り組んできたところであり、今後とも、継続的に取り組んでいくことを「議会運営の原則」において規定したものである。

### 【注釈】地方自治法第96条第2項について

第2項：「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。」

本項は、普通地方公共団体の意思の決定機関としての議会の機能を強化するため、第1項に限定的に列挙された事項に加えて、必要と認められるものを条例で、議会の議決事項に追加指定することができることとしたものである。条例で議決事件とすることは、その事務処理にあたって法令上執行機関限りで処理できる事項についても議会の議決を必要とすることができることとなるものであるが、「法定受託事務」に係るものについては、その性質に鑑みて本項の事件から除外し（括弧書き）、法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）においてその旨の定めがある場合に限ることとされている。

（出典：逐条 地方自治法 第4次改訂版 松本 英昭著 学陽書房）

### （委員会）

第九条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、委員会の活動による議会の審議、調査の充実を図ることを規定したものである。
- 2 第1項では、常任委員会について規定している。常任委員会は、県

政の課題に対応するため、会期外の開催等、必要に応じて機動的に開催し、常任委員会の調査、審議の機能を十分に発揮するように運営することを規定したものである。

- 3 第2項は、特別委員会について規定している。県政の課題について調査、審議すべき事項が発生した場合には、特別委員会を速やかに設置し、調査、審議を開始するなど、その設置目的に応じた機能を十分に発揮するように運営することを規定したものである。

#### (検討組織の設置)

第十条 議会は、本会議及び委員会の審議等によるほか、県政の課題及び議会運営に関して必要がある場合には、議員で構成する検討組織を柔軟に設置し、審査、調査、協議等を行うものとする。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議会が本会議及び委員会の審議、調査のほか、県政の課題及び議会運営に関して必要がある場合には、議員で構成する検討組織を機動的に設置し、審査、調査、協議及び検討を行うことを規定したものである。

#### 【参考】

- 1 既存の検討組織としては、代表者会議、各派交渉会、全員協議会、総括審査会、政務調査審議会、エネルギー政策議員協議会、広報委員会等がある。今後、県政の課題及び議会運営に関して必要な場合に設置される検討組織としては、議員提出条例案検討会、議会改革検討委員会、公立大学法人中期目標調査検討委員会等が想定される。
- 2 本県議会独自の特徴的な組織として、昭和52年7月定例会で設置された総括審査会がある。

総括審査会は、全常任委員会の委員が出席して行われるもので、一般質問及び常任委員会で審議が尽くせなかった問題や二つ以上の常任委員会にまたがる問題等を審議するため設置された組織である。このように総括審査会は、広範な事項について審議を行う組織であり、また、その運営方式は、一問一答方式であるなど本県議会独自の組織である。

## (会派)

第十一条 議員は、議会の機能を遂行する活動（以下「議会活動」という。）を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、公正かつ活発な議会運営に資するため、会派間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。
- 3 会派は、県政に関する県民意思の把握に努めるものとする。
- 4 会派は、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めるものとする。
- 5 会派は、積極的に研修等を行い、所属議員の議会活動に必要な見識を高めるよう努めるものとする。

## 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、会派が議会の運営及び県民意思の反映としての議会意思の形成過程において、重要な役割を担っていることから設けた規定である。会派は、「政治上の主義、理念、政策を共有する議員により任意に結成された議会活動を共にする議員集団」である。
- 2 第1項は、議員は、議会の機能を遂行する活動（以下「議会活動」という。）を行うために、会派を結成することができることを規定したものである。

なお、本項においては、第二章「議会の機能」で規定する「議決」



(第3条)、「政策立案及び政策提言」(第4条)、「監視及び評価」(第5条)及び「調査」(第6条)の諸機能を遂行する活動を「議会活動」として定義している。

- 3 第2項は、議会は合議体であり、合意されなければ多数決により決することになるが、議員が県民の多様な意思を反映する存在であることから、県民意思の反映のため会派間の討議及び調整に努めるべきことを規定したものである。
- 4 第3項は、会派の広聴活動について規定したものである。
- 5 第4項は、会派が県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めるべきことを規定したものである。同趣旨の規定が第13条(議員活動)の第二号にも規定されているが、本条では議員のみならず会派においても積極的に取り組むべき事項であることから規定したものである。
- 6 第5項は、会派がその所属する議員に対して、積極的に研修を行うなど議会活動に必要な見識を高めるよう努めるべきことを規定したものである。

#### **【参考】**

- 1 会派は、第4項及び第5項に規定する情報収集、調査研究及び所属議員に対する研修のために要する経費の一部について、別に定める「福島県政務調査費の交付に関する条例」の規定に基づき会派に交付される政務調査費を活用して実施することができる。

なお、同条例においては、「1人会派」も認められている。

## 第四章 議員活動の原則（第十二条・第十三条）

### （議員の職責）

第十二条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、県民の負託にこたえる職責を有する。

2 議員は、議会の構成員として議会活動を担う職責を有する。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議員の職責について規定したものである。
- 2 第1項は、議員が県民の直接選挙によって選出されたものであること、すなわち公選職の身分から導かれる県民全体の奉仕者たるべき職責及び住民の代表者としての職責を有することを規定したものである。
- 3 第2項は、議員が議会の構成員として「議会活動」（議会の機能を遂行する活動）を担う職責を負っていることを規定したものである。

地方議会は、憲法第93条及び地方自治法第89条にその根拠を置くが、その構成員である議員の存在なくしては、議会はその機能を果たすことはできない。本県議会の構成員である議員が、議会活動を行うことにより県民の負託にこたえるべき議会の機能を発揮することができるのであり、議員はそのような意味から議会活動を担う職責を負っていることを明確にしたものである。

### （議員活動）

第十三条 議員は、それぞれが県民の直接選挙により選出されているという高い独立性の下、自らの職責を果たすため、次に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うものとする。

- 一 県政に関する県民意思の把握に努めること
- 二 県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること
- 三 議会活動に必要な見識を高めるため、研修への参加その他の自己研さんに努めること

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議員活動について規定したものである。

県民の直接選挙により選出される議員は、監督者の下で管理される存在ではなく、県民の代表者として自律的に判断し、その責任を県民に対して負うという高い独立性を有する。また、議員に求められる活動の領域は、従来の会期内、本会議及び委員会という限られた領域にとどまらず、例えば、政策形成に向けて行う情報収集、県民意思把握のために行う県民との接触活動など、時間的にも場所的にも拡大してきている。

前条の職責を果たすため、議員は、本条各号に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うべきことを規定したものである。

- 2 第一号は、県政に関する県民意思を把握することが、県民の代表である議員が県民意思を県政に反映させるうえで、もっとも重要な活動であることから規定したものである。（議員の広聴活動）
- 3 第二号は、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めることが、議会の機能を遂行する存在である議員の重要な活動であることから規定したものである。
- 4 第三号は、議会の機能を遂行する存在である議員は、研修や日々の調査研究などの自己研さんに努めるべきことを規定したものである。

### 【参考】

- 1 議員の調査研究活動については、地方自治法第100条第14

項に基づき、議員の調査研究に資するための経費の一部として、会派又は議員に対して政務調査費を交付できることとされている。その趣旨は、地方議会の活性化を図るため、地方議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化するとともに、あわせてその使途の透明性を確保することにある。

本県議会においても、「政務調査費の交付に関する条例」を定め、会派に対し政務調査費が交付されており、会派に交付される政務調査費については、さらに所属議員に調査研究を委託することが可能とされている。調査委託を受けた議員は、この調査委託費を積極的に活用し、県民意思の把握や県政の課題、政策形成に関する情報の収集に努めることにより、知事等の執行機関の事務執行について、監視及び評価する能力の向上や政策形成に関する企画、立案等を積極的に行うことが求められる。

## 第五章 県民との関係（第十四条―第十六条）

（県民意思の反映）

第十四条 議会は、県民意思を把握し、県政に反映させなければならない。

2 議会は、委員会における公聴会の開催、参考人の招致等県民意思を反映する制度の積極的な活用を努めるものとする。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議会における県民意思の把握と県民意思の県政への反映について定めたものである。
- 2 第1項は、議員個々の議員活動や会派活動等を通して把握した県民

意思を、議会の政策立案、政策提言、監視及び評価の機能を発揮することにより、県政に反映させなければならないことを規定したものである。

- 3 第2項は、議会が県民意思の把握及び県民意思を県政に反映させるため、法令等で認められている制度を例示的に揚げながら諸制度を積極的に活用することに努めることを規定したものである。

(県民への説明責務)

第十五条 議会は、その諸活動を県民に対し説明する責務を負うものとする。

**【趣旨・解釈】**

- 1 本条は、主権者である県民から負託を受けた議員で構成される議会が、その諸活動の状況を主権者である県民に説明する責務（説明責任）を負っていることを規定したものである。

すなわち、ここでいう説明責任は地方自治の本旨に基礎を置くもので、主権者である県民の負託を受けた議会が負う責任をいい、議会から県民への積極的な情報提供も含めた情報公開の総合的な推進を図る責務を負っていることを規定したものである。

- 2 本条にいう「諸活動」とは、いわゆる「議会活動」のみならず、「議会内部の管理運営的な活動」を含めた活動をいう。

(広報広聴)

第十六条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

- 2 会派及び議員は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報広聴

に努めるものとする。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議会の広報広聴について規定したものである。
- 2 第1項は、第三章「議会運営の原則」の第8条第1項において、「議会は、県民に開かれた運営を行わなければならない。」と規定しているのを受けて、議会が県民に開かれた議会を実現するために、その諸活動について広報広聴に努めることを規定したものである。
- 3 第2項は、広報活動は、議会としてのみではなく、議員及び会派においても、それぞれの「議会活動」について積極的に取り組むべきことを規定したものである。

また、広聴活動については、第11条（会派）第3項及び第13条（議員活動）第一号においても、県民意思の把握に努める旨を規定しているところであるが、本条では、議員及び会派のそれぞれの行っている議会活動についても、積極的に広報広聴に努めることを規定したものである。

## 第六章 議員の倫理（第十七条）

### （議員の倫理）

第十七条 議員は、県民の厳粛な負託により、県政に携わる権能と職責を有することを自覚し、県民の代表として公正性及び高潔性を保持しなければならない。

### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、議員の倫理について規定したものである。

- 2 議員は、県民の直接選挙により選出され、高い独立性を有し、県民の代表として県政に携わる権能を与えられた存在であること及び第12条に規定する職責を負っていることを深く自覚し、県民の代表である議員として、一部の利益を排し常に県民全体の利益を考え（公正性）、常に厳しい態度で自らを律しながら（高潔性）、議員として活動すべきことを規定したものである。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、本条例が公布と同時に施行することを規定したものである。